

高齢者げんき応援事業



- 萩野センター：3月14日(木) 五日市センター：3月27日(木)
- 時間：午前10時～11時30分
- 講師：センター職員
- 定員：各10人
- 持ち物：筆記用具
- 費用：無料

萩野センター

(☎550・2722)

▽受付時間 午前9時～午後5時(平日)

▽対象 市内在住の65歳以上の方

●日時：毎月第2・第4木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午

開戸センター

(☎550・2755)

萩野センター

(☎550・2722)

五日市センター

(☎533・0330)

▽「脳トレ教室」見学体験会 音読や簡単な計算などの脳トレ教材を使って、脳の活性化と若返りを図ります。

●日時 *開戸センター：3月13日(水)

文化財講座「春日明神社の小型海獣葡萄鏡」

(市指定有形文化財)



小型海獣葡萄鏡

▽日時 3月16日(土) 午後1時30分～午後3時

▽場所 中央公民館

▽講師 内川隆志さん(國學院大學文学部教授)

▽電子申請



気管支ぜん息などの方へ 医療券の更新を忘れずに 大気汚染医療費助成制度

大気汚染医療費助成制度では、都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに患っているなど、要件を満たす方に、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、期間満了の1か月前を目安に更新手続きをしてください。もも色の医

市からの大事なお知らせが届く メール配信サービスに登録を



防災・防犯情報や市からのお知らせなど、メール配信を行っています。

配信を希望される方は、事前登録が必要です。

※登録された全ての方に「広報あきる野」の情報を配信しています。

登録の流れ

- ①「fakiruno@ss-m.jp」に空メールを送信するか、次の2次元コードを読み取り、空メールを送信してください。
- ※一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。

登録に困ったら

登録で分からないことがありましたら、「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。

※携帯電話会社ごとの迷惑メールの設定方法も確認できます。

空メール送信



②空メール送信後「仮登録メール」が届きます。

よくあるお問い合わせ



▽問合せ 市長公室

建築物の解体・リフォーム工事の前には 石綿事前調査が必要です

建築物・工作物の解体・リフォーム(改造・補修)工事(以下「解体等工事」)を行う場合は、建築時期、規模、用途に関わらず、全ての建築物・工作物において石綿含有建材が使用されているか事前に調査することが、大気汚染防止法で義務づけられています。

解体等工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の報告も必要です。

- ▽建築物の解体 作業対象となる床面積の合計が80平方メートル以上の建築物のリフォーム 請負代金の合計が100万円以上
- ▽工作物の解体・リフォーム 請負代金の合計が100万円以上

▽報告窓口 市内で行う工事は、対象・規模で報告窓口が異なります。

報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います(表のとおり)。

▽事前調査を行う方 解体等工

- 解体等工事をを行う元請業者が自主施工者(業者に依頼しないで自ら施工する者)
- 令和5年10月から次に該当する方による事前調査が義務化されました。
- 建築物石綿含有建材調査者資格を有する方
- 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された方
- 事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。
- ▽工事の元請業者等が事前調査を実施する場合のお願い
- 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
- 工事の元請業者は、発注者に事前調査結果の報告が必要です。
- ▽事前調査で建築物に石綿の使用が確認された場合
- 建築物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。
- 吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材

表

工事の対象・規模	報告窓口(問合せ先)
延べ面積が2,000㎡未満の建築物	生活環境課生活環境係
延べ面積が2,000㎡以上の建築物 全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課 (☎042-523-0238)

東京都アスベスト情報サイト



充電機搭載品の適正分別にご協力ください



充電機搭載品が混入したごみが発火している様子(東京消防庁ホームページより引用)

都内全域における充電機類が原因の発火件数は、直近5年間で約3倍に増加しています(東京消防庁ホームページ)。分別に迷う製品などがあれば、生活環境課へお問い合わせください。

具体的な分別例(一例)

- 使用済小型電子機器の収集日に排出：電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子書籍端末、デジタルカメラ、ビデオカメラなど
- 有害ごみの収集日に排出：充電機が取り外せない製品群(スマートフォン、充電機)

▽問合せ

生活環境課清掃・リサイクル係

東京消防庁 啓発ページ



式カイク、電子たばこ、モバイルバッテリーなど

※詳しくは「あきる野市資源とごみの出し方カレンダー」をご覧ください。